

「山梨県PT・OT・STバンク」実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、市町村の地域支援事業の促進を図るため「山梨県PT・OT・STバンク」(以下「バンク」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 市町村の介護予防事業、地域ケア会議等の促進を図るため、「山梨県PT・OT・STバンク」実施要項に基づきPT・OT・STバンク事業を行い、山梨県理学療法士会(以下、「PT士会」という。)、山梨県作業療法士会(以下、「OT士会」という。)、山梨県言語聴覚士会(以下、「ST士会」という。)の会員を登録し、協力を求める市町村の依頼に基づき派遣と派遣する職員の育成をする。

(PT・OT・STの業務内容)

第3 理学療法士(以下「PT」という。)、作業療法士(以下「OT」という。)、言語聴覚士(以下「ST」という。)の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 介護予防事業への指導・助言

但し、診療報酬、介護報酬に算定されるものを除く。

ア 通所型・訪問型の介護予防事業への指導・助言

イ 在宅の高齢者に対し、自立支援への指導・助言

(2) 地域ケア会議等での助言

ア 市町村が開催する地域ケア会議、小地域ケア会議等での助言

イ 事例検討会での助言

(3) その他、介護予防の推進に資する事業への助言

但し、診療報酬、介護報酬に算定されるものを除く。

(登録の要件)

第4 バンクに登録できる者は、次の掲げる者とする。

理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会の会員

(登録の方法)

第5 バンクへの登録方法は、次のとおりとする。

事務局は、毎年度、県の指定する期日までに、必要事項を掲載した名簿を作成のうえ県へ報告する。なお、名簿を変更した場合は、その都度、県に報告する。

(登録情報の提供)

第6 県は、毎年度、バンクの登録状況を市町村及びバンクに登録した医療機関に提供する。

(業務契約の締結)

第7 業務契約の締結等は、次のとおりとする。

ア 市町村は、希望する派遣職種、日時等を県に連絡する。

イ 県は、必要に応じてPT・OT・ST士会と調整し、派遣可能者を当該市町村へ連絡する。

ウ 市町村は、派遣可能者と業務内容、派遣日数及び費用負担などを調整し、別に県が示す契約の内容を踏まえ契約を締結する。

(研修会等の開催)

第8 県は、バンクの効果的な運用を図るため、必要に応じ、PT・OT・STに対する介護予防専門研修会及び関係機関との連絡会を開催する。

(使用の制限)

第9 県、市町村及び医療機関は、登録情報を他の目的に使用してはならない。但し、当該登録者の承諾を得たときは、この限りではない。

(その他)

第10 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この要項は、平成25年1月9日から施行する。

平成25年3月29日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正